

(地Ⅲ124F)

平成28年9月6日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 范 敏

麻しんと診断した場合の迅速な届出について

「麻しんの広域的発生について」は、平成28年8月25日付（地Ⅲ107F）をもって貴会宛お送りいたしました。

今般の麻しん患者の届出数の増加を踏まえ、感染症サーベイランスシステム（NEDIS）による届出の徹底について、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされました。

同事務連絡では、医療機関に対して、麻しんと診断した場合には、直ちに最寄りの保健所に届出を行うよう求めております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願ひ申し上げます。

事務連絡
平成 28 年 9 月 6 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

麻しんの届出内容の感染症サーベイランスシステムによる報告について

麻しんへの対策については、今般、麻しん患者の届出数の増加を踏まえ、「麻しんの広域的発生について（情報提供）」（平成 28 年 8 月 24 日付け事務連絡）においても適切な対応をお願いしたところです。

麻しんについては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律 114 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき全数を直ちに届け出ることが求められています。

麻しんの発生の予防及びまん延の防止を図るためには、発生状況及び疫学情報等の迅速かつ正確な把握が必要となりますので、感染症サーベイランスシステム（NESID）による届出内容の報告に関し、特に下記の点について、改めて徹底をお願い致します。

また、麻しんと診断した場合には、直ちに最寄りの保健所に届出を行うよう医療機関への周知についてもお願い致します。

記

1. 保健所において、医療機関から臨床診断例として届出を受けた場合には、直ちに NESID へ入力すること。
2. ウィルス学的診断の結果が判明したら、速やかに、NESID において検査診断例として届出の変更を行い、病型及び診断方法等の修正を反映すること。届出の取り下げを行うこととなった場合には、備考欄に「検査により麻しん否定」と削除理由を入力・修正した後に、削除処理を行うこと。
3. 積極的疫学調査等により判明した疫学情報についても、可能な限り、NESID 内の備考欄に追加入力すること。その際、感染源となった患者が判明した場合には、感染源となった患者の NESID 届出 ID を記載すること。